

全国町村議会議長会

会長 野村 弘 様

## 東日本大震災に関する要請書

平成23年4月25日

福島県町村議会議長会

会長 鈴木 巖

3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」は、激しい揺れと、その後に襲ってきた大津波によって、多くの家屋、そして尊い命が失われるなど、深刻な被害をもたらしました。

加えて本県においては、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故により原子力非常事態が宣言され、半径20km以内の住民には退避指示が出され、また、周辺地域は、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域が設けられ、現在、避難指示、勧告、自主避難により8万5千人余におよぶ住民の方々が不便な避難所等での生活を強いられております。さらに、発電所周辺地域以外の県内外においても、放射線量等が平常値を大きく上回り、水道水・野菜の摂取・出荷制限を行わざるを得ないなど、広域的に被害が拡大しており、県民の不安は極限に達しております。

については、大地震・大津波によって生じた被害に対し速やかな災害復旧が行えるよう、そして、原子力発電所事故によって生じている様々な被害に対する補償等について、国が責任をもって対処されるよう、強く要請いただきたい。

## 記

### I. 震災復興のための特別措置法の成立等について

1. 震災復興や被災者救済のための特別措置法を早急に成立させるとともに、必要となる財源を確実に確保すること。
2. 今回の震災による被害は、地域住民の生活のみならず社会経済活動に対して壊滅的な打撃を与え、我が国経済にも多大な影響を及ぼしていることから、住民生活の安定と農林水産業、商工業、観光等サービス業などすべての産業の復興に対して、十分な支援を行うこと。

### II. 復旧対策に要する財政措置

1. 特別交付税による十分な措置を講じること。
2. 災害復旧事業の財源となる地方債の所要額を確保するとともに、交付税措置の拡充を図ること。

### III. 原子力災害対策について

1. 国を挙げて一刻も早く事態を収束させること。
2. 原子力災害に対する情報公開を徹底し、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。
3. 原子力政策は国策であり、原子力災害に対する補償は、国が全責任を持つ特別法の制定によって行うこと。なお、補償あたっては、国の指示区域とそれ以外の地域で区別することなく同一とすること。
4. 避難住民等に対する支援について
  - (1) 避難先における住民の多様な要請に応え、生活の質の向上が図られるよう、教育・医療・介護機会等の確保を図ること。

- (2) 計画的避難区域や緊急時避難準備区域住民の日常生活に必要な燃料油・生活物資・医療福祉サービス等の確保を図ること。
  - (3) 避難生活の長期化が予想されることから、仮設住宅の建設について十分な支援を行うこと。
  - (4) 避難児童・生徒の就学に要する全ての経費は、国が負担すること。
5. 農畜水産物被害に対する補償について
- (1) 農畜水産物の出荷・摂取制限及び風評被害により被害を受けた生産者、関連事業者に対し十分な補償を行うとともに、今後の再生産・事業活動に対する支援を行うこと。
  - (2) 国民の農畜水産物に対する不安を解消し、風評被害を防ぐためにも、放射性物質の測定、検査体制の強化を図るとともに、迅速かつ正確な情報提供を行い、安全・安心を確保するための情報公開を徹底すること。  
また、農畜水産物等の摂取・出荷制限にあたっては、国として統一した対応をとること。
  - (3) 放射性物質の影響により、米や野菜等の作付けを行わないこととした地域に対して早急に補償内容を明示するとともに、十分な補償を行うこと。また、食物の作付けが制限された農地等において、食物以外の植物等（バイオマス燃料の原材料となる「ひまわり」や「菜種」等）を栽培できるような研究・開発を早急に行うこと。
6. 役場機能の回復と対応策に係るマニュアルの作成について
- 原子力発電所事故により本県の8町村が県内・県外に住民と一緒に役場機能を移していることから、役場機能の回復と対応策に係るマニュアルを作成すること。

#### IV. 雇用の確保について

今回の震災・原子力発電所事故の影響により、本県においては、現在公表されているだけでも58,000人以上が失業する可能性があると言われており、また、内定取り消しや採用延期も増えている。

今後、原子力発電所事故が長引くようなことになれば、その数はさらに増えることが容易に予想されることである。

については、被災者、避難者の生活の安定を図るため、雇用の確保を着実に実施すること。

#### V. 災害廃棄物の処理について

今回の震災による「がれき」を全て処理するためには、3～5年の期間を要すると言われている。

国においては、処理に係る費用を全額負担する方針を打ち出し、また、撤去にあたっての対応策等についても示したところであるが、福島第一原子力発電所周辺地域は、放射性物質により汚染された「がれき」が山積していることから、それら「がれき」の処理については、国が全面的に行うこと。